

募集届出書

年 月 日

主務大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ

っては、その代表者の氏名

住所

電話番号

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

I. 会員制事業者に関する事項

1. 会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

		金 額
必要な資金の額		百万円
調 達 方 法	自己資金	百万円
	預託金	百万円
	借入金	百万円
	その他	百万円
	合計	百万円

(記載上の注意)

1. その他の調達方法により調達する場合には、その内容を注記すること。
2. 本届出に係る会員契約に係る施設を提供する事業について記載すること。
3. 指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その全体についての必要な資金の額について記載することができる。

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、省令第2条第1項第1号に規定する主要株主をいう。
2. 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第3面)

5. 他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

6. 会員契約代行者をして会員契約の締結の代理または媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

II. 会員契約に関する事項

1. 指定役務の内容

事 項	内 容
指定役務に係る施設の所在地	
指定役務に係る施設のホール数	
指定役務に係る施設の敷地面積	

(記載上の注意)

1. 指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その内容について注記すること。
2. 開設予定施設のうち、開設していないものがある場合にあっては、その範囲が明示できるように注記すること。

3. 指定役務に係る施設の概要がわかる図を添付すること。

(第4面)

2. 指定役務に係る施設についての計画の内容

事 項	計画の内容
施設の開設予定日	
ゴルフ場のホール数	
ゴルフ場の敷地面積	
会員契約に係る施設のうち ゴルフ場に附帯して利用に 供される施設	

(記載上の注意) 「ゴルフ場」には、既に開設されたものは含まれない。開設されていない場合であって、法第4条ただし書の規定による届出に係る施設及び法附則第3条に規定する施設に限る。

3. 会員の数についての計画

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

(記載上の注意) 提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4. 契約者がある場合にあつては契約者の数についての計画及びその契約の内容

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容

(記載上の注意)

1. 「契約者」とは、省令第2条第3項第1号に規定する契約者をいう。
2. 提供される役務の内容が異なるものについて全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

5. 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

6. 拠出金の種類及び額

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合計
	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 同じ種類の会員であっても拠出金の種類又は額が異なる場合には、区分して記載すること。
 2. その他の金銭がある場合には、その名称及び額を注記すること。
 3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
7. 会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a × b)
				百万円
				百万円
担保措置の有無	(担保措置がある場合、その内容)			

(記載上の注意)

1. 同じ種類の会員であっても預託金額又は預託金据置期間が異なる場合には、区分して記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第6面)

8. 会員契約の変更に関する事項

(記載上の注意)

簡潔に記載すること。

9. 会員契約の解除に関する事項

- (1) 会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容

- (2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む）

10. 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

11. 会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区 分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め		
相続に関する定め		
譲渡に関するあつせん		

(記載上の注意)

譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。

12. 指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容